

令和7年度 八戸市医療・福祉職子育て世帯移住支援金交付要領

(趣旨)

第1 八戸市は、超高齢社会における医療・福祉分野の人材確保を図るとともに、加速する少子化の進行を少しでも緩やかにするため、青森県外（以下「県外」という。）から八戸市に移住した者が、この要綱に定める支給要件を満たした場合に、令和7年度予算の範囲内において八戸市医療・福祉職子育て世帯移住支援金（以下「支援金」という。）を交付するものとする。

当該支援金の交付については、青森県医療・福祉職子育て世帯移住支援事業実施要領（以下「県実施要領」という。）、八戸市補助金等の交付に関する規則、法令等に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 青森県医療・福祉職子育て世帯移住支援事業

超高齢社会における医療・福祉分野の人材確保を図るとともに、加速する少子化のスピードを少しでも緩やかにするため、青森県と青森県内（以下「県内」という。）の市町村が連携して実施するあおもり医療・福祉職子育て世帯移住支援事業をいう。

(2) 医療・福祉職

八戸市内（以下「市内」という。）の医療機関や福祉施設等で業務を行う際に必要な医療・福祉分野の資格として青森県知事（以下「知事」という。）が認める資格（以下「事業対象資格」という。）に基づく業務をいう。

[事業対象資格の例]

医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士、救急救命士、管理栄養士、栄養士、保育士、社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員、訪問介護員（介護福祉士実務者研修修了者）

(3) 子育て世帯

18歳未満の世帯員とその養育者等からなる世帯をいう。

(4) ひとり親世帯

子育て世帯のうち 18 歳未満の世帯員とその母、父又は養育者のいずれかからなる世帯をいう。

(交付金額)

第3 支援金の交付金額は、子育て世帯 1 世帯あたりの基本額を 100 万円とし、子育て世帯加算として、帯同する 18 歳未満の養育する世帯員（支援金の申請日（以下「申

請日」という。)の属する年度の4月1日時点で18歳未満の者。ただし同年度の4月2日が誕生日の者は対象とする。以下同じ。)一人につき100万円を加算する。

ただし、子育て世帯加算については、1世帯あたり200万円を上限とする。

- 2 前項に定める支援金の交付金額のほか、ひとり親世帯に該当する場合にあっては1世帯あたり100万円を加算する。
- 3 支援金は一つの世帯に対しては、重ねて交付はしないものとする。

(対象者要件)

第4 次の第1号及び第2号の要件を満たす者のうち、第3号又は第4号の要件を満たす支援金の申請者(以下「申請者」という。)を対象とする。

(1) 移住等に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 移住元に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 申請者が八戸市に転入する直前の10年間のうち、通算5年以上、県外に居住していたこと。

(イ) 申請者が八戸市に転入する直前に、連続して1年以上、県外に居住していたこと。

イ 移住先に関する要件

(ア) 令和6年4月2日以降に八戸市に転入したこと。

(イ) 申請日において、転入後1年以内であること。

(ウ) 八戸市に、申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。

ウ その他の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 日本人である、又は外国人であって、出入国管理及び難民認定法に定める「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」、及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める「特別永住者」のいずれかの在留資格を有すること。

(イ) 青森県及び八戸市が支援対象として不適当と認めた者でないこと。

(2) 世帯に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 申請者が転入前から18歳未満の世帯員を養育しており、かつ、支援金の申請時(以下「申請時」という。)においても現に当該世帯員を養育していること。

イ 移住元において、申請者と申請者の養育する世帯員が、原則、住民票において同一世帯に属していたこと。

ウ 申請時において、申請者と申請者の養育する世帯員が住民票において同一

世帯に属していること。

エ 申請者と申請者の養育する世帯員のいずれもが、令和6年4月2日以降に八戸市に転入したこと。

オ 申請時において、申請者と申請者の養育する世帯員のいずれもが、八戸市に居住していること。

カ 申請者の属する世帯の世帯員のいずれもが、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(3) 就業に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 申請者が事業対象資格を有していること。

イ 申請者が市内の医療機関又は福祉施設等において医療・福祉職に就業し、その勤務地が市内に所在すること。

ウ 申請者が以下のいずれかの機関等で紹介されている求人に対して応募したこと。

ただし、官公庁が試験を実施する採用試験等の場合で、申請者が合格したことが通知等で確認できる場合はこの限りではない。

(ア) 青森県公式就職情報サイト「あおもりジョブ」

(イ) 公共職業安定所

(ウ) 県内市町村が開設・運営する無料職業紹介所

(エ) 公益社団法人青森県看護協会看護師等無料職業紹介所

(オ) 社会福祉法人青森県社会福祉協議会福祉人材無料職業紹介所

(カ) 公益財団法人青森県母子寡婦福祉連合会無料職業紹介所

(キ) 公益社団法人青森県栄養士会無料職業紹介所

(ク) 県内市町村社会福祉協議会が開設・運営する無料職業紹介所

(ケ) (ア) から (ク) 以外で知事が認めるもの

エ 令和7年3月31日までに八戸市へ転入した者にあつては、申請者の3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている医療機関及び福祉施設等への就業でないこと。

オ 週の所定労働時間が20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において当該就業先に在職していること。

カ 当該就業先に、申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

キ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

(4) 就学に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 申請者が事業対象資格を有していないこと（別途新たに事業対象資格を取

得しようとする場合は除く）。

イ 申請者が市内の医療機関や福祉施設等で医療・福祉職に就業するのに必要な事業対象資格を取得するために以下のいずれかの県内の養成機関（通信制は除く。）に就学すること。

- （ア）医師養成校
- （イ）薬剤師養成校
- （ウ）看護師等養成所
- （エ）診療放射線技師養成校
- （オ）臨床検査技師養成校
- （カ）理学療法士養成校
- （キ）作業療法士養成校
- （ク）言語聴覚士養成校
- （ケ）歯科衛生士・歯科技工士養成校
- （コ）救急救命士養成校
- （サ）管理栄養士養成校
- （シ）栄養士養成校
- （ス）保育士養成校
- （セ）社会福祉士養成施設
- （ソ）介護福祉士養成施設
- （タ）介護福祉士実務者養成施設
- （チ）（ア）から（タ）以外で知事が認めるもの

ウ 申請者が、イの養成機関の卒業及び事業対象資格の取得後、市内の医療機関又は福祉施設等において3年以上医療・福祉職に就業する意思があること。

エ 申請時において県内の養成機関に在籍していること。

（交付の申請）

第5 申請者は、医療・福祉職子育て世帯移住支援金交付申請書（様式1－1－1、様式1－1－2又は様式1－2）及び支援金の交付申請に関する誓約事項（様式1－1－1別紙、様式1－1－2別紙又は様式1－2別紙）及び本人確認書類に加え、対象要件を満たすことを証する次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

（1）移住、世帯状況等に関する書類

ア 八戸市に転入する前の世帯状況、居住期間及び居住地がわかる書類（住民票又は戸籍の附票）

イ 八戸市に転入した後の世帯状況、転入日がわかる書類（住民票又は戸籍の附票）

（2）就業に関する書類（就業の場合のみ）

ア 就業証明書（様式2）

イ 事業対象資格を有することを確認できる書類（資格証、免許証、研修の修了

証等の写し 等)

ウ 職業紹介機関の紹介を経て応募したことがわかる書類（職業紹介機関の求人票 等)

(3) 就学に関する書類（就学の場合のみ)

就学先の在学証明書

(4) その他市長が必要とする書類

2 前項の申請書の提出期限は令和8年1月16日とする。

(併給の制限)

第6 申請者は、第4に定める支援金の交付の要件及び八戸市移住支援金交付要領の交付の要件を満たす場合には、支援金（ひとり親加算を除く。）の交付を申請できないものとする。

2 第4に定める支援金の交付の要件及び八戸市が実施するほんのり温ったか八戸移住計画支援事業における移住準備助成金、住宅費助成金、学用品等購入助成金（以下「ほんのり温ったか八戸移住計画支援事業助成金」という。）の交付の要件を満たす場合は、ほんのり温ったか八戸移住計画支援事業助成金と支援金のいずれかの申請ができるものとし、ほんのり温ったか八戸移住計画支援事業助成金との併給はできないものとする。

(交付決定及び確定の通知)

第7 市長は、支援金の申請があったときは、その内容を審査し、支援金を交付することが適当と認めるときは、医療・福祉職子育て世帯移住支援金交付決定通知書（様式3-1又は様式3-2）により、当該申請者に通知する。

2 審査の結果、支援金の交付を不適当と認める場合又は予算上の理由等により当該年度における支援金の交付が不可である場合も、その旨同様に申請者に通知する。

(支援金の請求)

第8 支援金の請求は、医療・福祉職子育て世帯移住支援金交付請求書（様式4）を市長に提出して行うものとする。

(報告及び立入調査)

第9 青森県及び八戸市は、青森県医療・福祉職子育て世帯移住支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、同事業に関する報告及び立入調査を求めることができる。

(返還請求)

第10 市長は、支援金の交付を受けた者が次の各号に掲げる要件のいずれかに該当する場合は、当該者に対し、支援金の全額、半額又は4分の1の返還を請求する。

また、県内の他市町村への転出については返還を求めないものとするが、八戸市

から県内の他市町村へ転出し、その後他の都道府県に転出した場合は、この限りではない。

(1) 事業対象資格を有し、市内の医療機関又は福祉施設等において、医療・福祉職に就業した場合

ア 全額の返還

(ア) 虚偽の申請等をした場合

(イ) 申請日から3年未満に八戸市から県外に転出した場合（八戸市から県内の他市町村に転出し、その後県外に転出した場合を含む。）

(ウ) 申請日から1年未満に当該支援金の要件を満たす職を退いた場合

(エ) その他青森県及び八戸市が全額の返還が適当であると認めた場合

イ 半額の返還

(ア) 申請日から3年以上5年以内に八戸市から県外に転出した場合（八戸市から青森県の他市町村に転出し、その後県外に転出した場合を含む。）

(イ) 申請日から1年以上3年以内に当該支援金の要件を満たす職を退いた場合

(ウ) その他青森県及び八戸市が半額の返還が適当であると認めた場合

(2) 市内の医療機関又は福祉施設等において医療・福祉職に就業するため、事業対象資格を取得することを目的に、県内の養成機関に就学した場合

ア 全額の返還

(ア) 虚偽の申請等をした場合

(イ) 申請日から3年未満に八戸市から県外に転出した場合（八戸市から青森県内の他市町村に転出し、その後県外に転出した場合を含む。）

(ウ) 支援金の要件を満たす養成機関を卒業できなかった場合

(エ) 支援金の要件を満たす養成機関を卒業した日から1年以内に事業対象資格の取得に至らなかった場合

(オ) その他青森県及び八戸市が全額の返還が適当であると認めた場合

イ 半額の返還

(ア) 申請日から3年以上5年以内に八戸市から県外に転出した場合（八戸市から青森県の他市町村に転出し、その後県外に転出した場合を含む。）

(イ) 支援金の要件を満たす養成機関を卒業した日から1年以内に事業対象資格に基づく業務に従事するため市内の医療機関又は福祉施設等に就業しなかった場合

(ウ) 支援金の要件を満たす養成機関を卒業した日から1年以内に事業対象資格に基づく業務に従事するため市内の医療機関又は福祉施設等に就業するも、就業した日から1年未満に当該支援金の要件を満たす職を退いた場合

(エ) その他青森県及び八戸市が半額の返還が適当であると認めた場合

ウ 4分の1の額の返還

(ア) 支援金の要件を満たす養成機関を卒業した日から1年以内に事業対象資格に基づく業務に従事するため市内の医療機関又は福祉施設等に就業す

るも、就業した日から1年以上3年以内に当該支援金の要件を満たす職を退いた場合

(イ) その他青森県及び八戸市が4分の1の返還が適当であると認めた場合

(支援金の返還免除申請)

第11 支援金受給者が、第10第1号及び第2号のいずれかの要件に該当する場合で、就業先の倒産、災害、本人又は家族の病気等のやむを得ない事情によるものであるときは、医療・福祉職子育て世帯移住支援金返還免除申請書（様式5－1又は様式5－2）に返還免除理由を証する書類を添えて市長に返還の免除を申請できるものとする。

2 前項の申請を受理した市町村は、県の同意後、返還免除の可否に係る決定内容を返還免除承認通知書（様式6－1又は様式6－2）又は返還免除不承認通知書（様式7－1又は様式7－2）により当該申請者に通知するものとする。

(就業・就学状況の報告)

第12 支援金受給者は、第10第1号及び第2号の要件に該当しないことを証明するため、当該支援金を受給した次の年度から、毎年度4月1日時点の就業・就学状況について、同年度の5月31日までに次の第1号又は第2号に定める書類を市長へ提出するものとする。

なお、当該支援金受給者は、第10第1号及び第2号の要件に該当した場合は、市長へ速やかに報告するものとする。

(1) 事業対象資格を有し、市内の医療機関又は福祉施設等において医療・福祉職に就業した場合

ア 就業先の就業証明書（様式2）

※就業先が変更となる場合には、その都度提出すること。

イ 現住所が分かる書類（現住所が記載されている住民票、税金や公共料金の納入通知書の写しなど）

(2) 申請者が市内の医療機関や福祉施設等で医療・福祉職に就業するのに必要な事業対象資格を取得するために、県内の養成機関に就学した場合

ア 就学先の在学証明書（就業した場合は、就業証明書（様式2））

※就業先が変更となる場合には、その都度提出すること。

イ 現住所が分かる書類（現住所が記載されている住民票、税金や公共料金の納入通知書の写しなど）

(雑則)

第13 この要領に定めるもののほか、支援金の交付に必要な事項は、青森県と八戸市が協議して定める。

附 則

この要領は、令和 7 年 6 月 20 日から実施し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。